

【法令名称】インターネット商品取引及び関連サービス行為管理暫定弁法
【発布機関】国家工商行政管理総局
【発布番号】国家工商行政管理総局令第 49 号
【発布日】2010-05-31
【施行日】2010-07-01
【時限性】現行有効
【効力等級】部門規則
【全文】

国家工商行政管理総局令第 49 号

「インターネット商品取引及び関連サービス行為管理暫定弁法」は中華人民共和国国家工商行政管理総局局務会にて審議可決されており、ここに公布し、2010 年 7 月 1 日より施行する。

局長 周伯華

二〇一〇年五月三十一日

インターネット商品取引及び関連サービス行為管理暫定弁法

第一章 総 則

第一条 インターネット商品取引及び関連サービス行為を規範化し、消費者及び事業者の適法的權益を保護し、インターネット経済の持続的且つ健全な発展を促すことを目的として、「契約法」、「不法行為法」、「消費者權益保護法」、「製造物責任法」、「不正競争防止法」、「商標法」、「広告法」、「食品安全法」及び「電子署名法」等の法律、法規に基づき、本弁法を制定する。

第二条 インターネット商品事業者及びインターネットサービス事業者が中華人民共和国内にてインターネット商品取引及び関連サービス行為を行う場合、中華人民共和国の法律、法規及び本弁法の規定を遵守しなければならない。

第三条 本弁法に言うインターネット商品事業者とは、インターネットを介して商品販売を行う法人、その他の経済組織又は自然人のことを言う。

本弁法に言うインターネットサービス事業者とは、インターネットを介して係る経営性サービスを提供する法人、その他の経済組織又は自然人、及びインターネット取引プラットフォームサービスを提供するウェブサイト事業者のことを言う。

第四条 工商行政管理部門は、インターネット商品取引及び関連サービス行為の発展を奨励し、支持し、更に積極的な政策を実施することでインターネット経済の発展を促す。インターネット商品事業者及びインターネットサービス事業者の全体的な素質及び市場競争力を向上させ、インターネット経済の国民経済及び社会的発展を促進させる上での役割を発揮させる。

第五条 工商行政管理部門は職権に基づき、インターネット商品取引及び関連サービス行為のために、公平、公正、規範的な、秩序ある市場環境を提供し、信頼できる市場雰囲気を提唱し、醸成し、消費者及び事業者の適法的權益を保護する。

第六条 インターネット商品事業者及びインターネットサービス事業者はインターネット商品取引及び関連サービス行為において、国家の利益及び大衆の利益を毀損してはならず、又、消費者の適法的權益を毀損してはならない。

第七条 インターネット商品事業者及びインターネットサービス事業者はインターネット商品取引及び関連サービス行為において、信義誠実の原則に則り、公認の商業道徳を遵守しなければならない。

第八条 インターネット商品事業者及びインターネットサービス事業者はインターネット商品取引及び関連サービス行為において、公平、公正、自由意志の原則に則り、国家の利益を擁護し、社会責任を負わなければならない。

第九条 インターネット商品事業者及びインターネットサービス事業者が業種協会を成立し、インターネット信義誠実体系を構築し、業種の自己修養を強化し、業種信用格付の構築を行うことを奨励し、支持する。

第二章 インターネット商品事業者及びインターネットサービス事業者の義務

第十条 工商行政管理部門にて登記登録し且つ営業許可証を取得している法人、その他の経済組織又は個人経営業者がインターネットを介して商品取引及び関連サービス行為を行う場合、自己のウェブサイトのトップページ又は経営活動に従事するのウェブサイトの目立つ位置に営業許可証に記載されている情報又は自己の営業許可証のリンク先を公開しなければならない。

インターネットを介して商品取引及び関連サービス行為を行う自然人は、インターネット取引プラットフォームサービスを提供する事業者に対して、申請を行い、氏名及び住所等の真の身分情報を提供しなければならない。登記登録条件を具備している場合、法に基づき、工商登記登録を行う。

第十一条 インターネットにて取引される商品又はサービスは法律、法規、規則の規定を満たすものでなければならない。法律法規にて取引が禁止されている商品又はサービスについて、事業者はインターネット上で取引してはならない。

第十二条 インターネット商品事業者及びインターネットサービス事業者が消費者に商品又はサービスの提供を行う場合、「消費者権益保護法」及び「製造物責任法」等の法律、法規、規則の規定を遵守しなければならない、消費者の適法的権益を毀損してはならない。

第十三条 インターネット商品事業者及びインターネットサービス事業者が消費者に商品又はサービスの提供を行う場合、事前に消費者に対し商品又はサービスの名称、種類、数量、品質、価格、運賃、配送方法、支払い方法、返品・交換方法等の主な情報を説明し、安全な保障措置を講じることで安全且つ信頼できる取引を確保するとともに、承諾通りに商品又はサービスを提供しなければならない。

インターネット商品事業者及びインターネットサービス事業者が電子版の契約条項を提供する場合、法律、法規、規則の規定に適合し、公平の原則に則り、取引双方の権利と義務を確定し、合理的且つ明確な方式により、消費者の権益と重大な関係のある条項への消費者の注意を喚起するとともに、消費者からの要求に応じて、当該条項の説明を行わなければならない。

インターネット商品事業者及びインターネットサービス事業者は電子版の契約条項等の方式により消費者にとって不公平、不合理な規定を行ったり、事業者の義務、責任を軽減、免除したり、消費者の主な権利を排除、制限する規定を行ってはならない。

第十四条 インターネット商品事業者及びインターネットサービス事業者が商品又はサービスの提供を行う場合、商品及びサービスの完全性を保証するものとし、商品及びサービスの不合理な分割売出を行ったり、最低消費基準の確定及び別途に不合理な費用を徴収したりしてはならない。

第十五条 インターネット商品事業者及びインターネットサービス事業者が消費者に商品購入証憑又はサービス書類を発行する場合、国家の係る規定又は商業慣例に適合しなければならない。消費者の同意を得ている場合、電子版を発行することができる。電子版の商品購入証憑又はサービス書類は、消費者からのクレームを処理するにあたっての根拠とすることができる。

消費者がインターネット商品事業者及びインターネットサービス事業者に商品購入証憑又はサービス書類を発行するよう要求した場合、事業者は発行しなければならない。

第十六条 インターネット商品事業者及びインターネットサービス事業者は収集した消費者情報について、安全な保管、合理的な使用、期限を定めて保管すること及び適切に廃棄することが義務付けられている。提供する商品及びサービスと無関係な情報を収集したり、不正に使用したり、公開したり、売出したり、貸出たりしてはならない。但し法律、法規に別途定めがある場合を除く。

第十七条 インターネット商品事業者及びインターネットサービス事業者が公開した商品及びサービスの取引情報は真実且つ正確でなければならず、虚偽の宣伝及び虚偽の表示を行ってはならない。

第十八条 インターネット商品事業者及びインターネットサービス事業者が商品又はサービスの提供を行う場合、「商標法」、「不正競争防止法」、「企業名称登記管理規定」等の法律、法規、規則の規定を遵守しなければならず、他人の登録商標専用権、企業名称権等の権利を侵害してはならない。

第十九条 インターネット商品事業者及びインターネットサービス事業者はインターネット技術手段又は媒体等の方式を利用して、他の事業者の商業のれん、商品に対する信頼を毀損する、及び権利者の商業秘密等を侵害する不正な競争行為を実施してはならない。

第三章 インターネット取引プラットフォームサービスを提供する事業者の義務

第二十条 インターネット取引プラットフォームサービスを提供する事業者は、インターネット取引プラットフォームを介して商品又はサービスの提供を行うことを申請した法人、他の経済組織又は自然人の事業主体の身分を審査しなければならない。

インターネット取引プラットフォームサービスを提供する事業者は、一時的に工商登記登録条件を具備していない、インターネット取引プラットフォームを介して商品又はサービスの提供を行うことを申請した自然人の真の身分情報に対し審査及び登記を行い、登記記録ファイルを作成し、且つ定期的に照合検査及び更新をしなければならない。個人の身分情報が真実且つ適法であることを証明するマークを発給し、商品取引又はサービス活動を行うウェブサイト上に掲載する。

インターネット取引プラットフォームサービスを提供する事業者が審査及び登録するとき、相手方に登記協議書について理解させた上で同意させ、且つ義務及び責任条項への注意を喚起しなければならない。

第二十一条 インターネット取引プラットフォームサービスを提供する事業者はインターネット取引プラットフォームにログインし取引を行うことを申請する事業者と契約書(協議書)を締結し、

双方のインターネット取引プラットフォームへのログイン及びログアウト、商品及びサービスの品質安全保障、消費者権益保護等における権利、義務及び責任を明確にしなければならない。

第二十二條 インターネット取引プラットフォームサービスを提供する事業者はインターネット取引プラットフォーム管理規則制度を構築しなければならない、これには次の内容が含まれる。取引規則、取引安全保障、消費者権益保護、不適切な情報処理等の規則制度。各規則制度をそのウェブサイトに表示するとともに、ユーザーが支障なく、完全に閲覧及び保存できるよう技術的な保証をしなければならない。

インターネット取引プラットフォームサービスを提供する事業者は必要な技術手段及び管理措置を講じることで、インターネット取引プラットフォームの正常な運営を保証し、信頼できる必要な取引環境及び取引サービスを提供し、インターネット取引の秩序を維持しなければならない。

第二十三條 インターネット取引プラットフォームサービスを提供する事業者はインターネット取引プラットフォームを介して商品又はサービスの提供を行う事業者、及びその公開する商品及びサービス情報に対して検査モニタリング制度を構築し、工商行政管理の法律、法規、規則に違反する行為を発見した場合、所在地の工商行政管理部門に報告し、且つ速やかに制止措置を講じ、必要であれば、それに対するインターネット取引プラットフォームサービスの提供を停止することができる。

工商行政管理部門がインターネット取引プラットフォーム内に工商行政管理の法律、法規、規則に違反する行為を発見した場合、法に基づき、インターネット取引プラットフォームサービスを提供する事業者に制止措置を講じるよう要求し、インターネット取引プラットフォームサービスを提供する事業者はこれに協力しなければならない。

第二十四條 インターネット取引プラットフォームサービスを提供する事業者は必要な手段を講じ、登録商標専用権、企業名称権等の権利を保護しなければならない、権利者が、インターネット取引プラットフォーム内の事業者が自己の登録商標専用権、企業名称権等の権利を侵害する行為又は自己の適法的権益を毀損する不正競争行為を行ったことを証明する証拠を有する場合、「不法行為法」に基づき、必要な措置を講じなければならない。

第二十五條 インターネット取引プラットフォームサービスを提供する事業者は必要な措置を講じて、事業者の商業秘密又は消費者の個人情報に関するデータ資料情報の安全を保護しなければならない。取引当事者の同意を経ずに、如何なる第三者にも、取引当事者の名簿、取引記録等の事業者の商業秘密又は消費者の個人情報についてのデータを開示したり、譲渡したり、貸出したり、又は販売してはならない。但し、法律、法規に別途定めがある場合を除く。

第二十六条 インターネット取引プラットフォームサービスを提供する事業者は、消費に関するトラブルの和解及び消費権益を擁護するための修養制度を構築しなければならない。消費者がインターネット取引プラットフォームにて商品を購入し又はサービスを受け、消費トラブルが発生し又はその適法的権益が毀損された場合、インターネット取引プラットフォームサービスを提供する事業者は消費者に対し事業者の真のウェブサイト登録情報を提供し、消費者自身の適法的権益の擁護に積極的に協力しなければならない。

第二十七条 インターネット取引プラットフォームサービスを提供する事業者が取引当事者のために、公平、公正な信用評価サービスを提供し、事業者の信用状況の客観的且つ公正な収集と記録を行い、信用評価システム、信用開示制度を構築することにより、取引リスクを警告することを奨励する。

第二十八条 インターネット取引プラットフォームサービスを提供する事業者は、工商行政管理部門によるインターネット上の違法経営行為の取締に積極的に協力し、自己のインターネット取引プラットフォーム内にて違法経営を行った事業者の登録情報、取引のバックアップデータ等の資料を提供しなければならず、真実の状況を隠蔽したり、行政法執行検査を拒否したり、阻害してはならない。

第二十九条 インターネット取引プラットフォームサービスを提供する事業者は、自己のプラットフォーム上に公開されたインターネット商品取引及び係るサービス情報内容及びその公開時間の審査、記録、保管をしなければならない。事業者の営業許可証又は個人の真の身分情報の記録保存時間は、事業者がインターネット取引プラットフォームの登記抹消日より、2年を下回らず、取引記録等のその他情報の記録バックアップデータの保存時間は取引完成日より2年を下回らないものとする。

インターネット取引プラットフォームサービスを提供する事業者は、データのバックアップ、修復等の技術的手段によりインターネット取引データ及び資料の完全性及び安全性を確保し、且つ原始データの真実性を保証しなければならない。

第三十条 インターネット取引プラットフォームサービスを提供する事業者は国家工商行政管理総局規定の内容及び、定期的に所在地の工商行政管理部門にインターネット商品取引及び関連サービス経営統計資料を提出しなければならない。

第三十一条 インターネット商品取引及び関連サービス行為のために、インターネット引込、ホスティングサーバー、バーチャルスペースのレンタル等のサービスを行うインターネットサービス事業者は、申請者に経営資格及び個人の真の身分情報を提供するように要求し、インターネットサービス契約を締結し、法に基づき、そのインターネットアクセス情報を記録しなければならない。

い。申請者の営業許可証又は個人の真の身分情報等の情報記録のバックアップデータ保存期間は 60 日を下回ってはならない。

第四章 インターネット商品取引及び関連サービス行為の監督管理

第三十二条 インターネット商品取引及び関連サービス行為の監督管理は県級(県級を含む)以上の工商行政管理部門が司る。

第三十三条 県級以上の工商行政管理部門は、信用記録ファイルを作成しなければならない。日常の監督検査結果、違法行為取締等の状況を記録する。信用記録ファイルの記録に基づき、インターネット商品事業者及びインターネットサービス事業者に対し信用分類監督管理を実施する。

第三十四条 インターネット商品取引及び関連サービス行為に工商行政管理法律法規の規定に違反する行為があり、情状が深刻であり、違法ウェブサイトの違法活動を制止する措置を講じる必要がある場合、工商行政管理部門は係る規定に基づき、ウェブサイト許可地の通信管理部門に法に基づき、一時的な封鎖又は当該違法ウェブサイトの引込サービスの一時的な停止を命じるよう要請しなければならない。

第三十五条 工商行政管理部門によるウェブサイト違法行為に対する行政処罰を受け、当該違法ウェブサイトを閉鎖しなければならない場合、係る規定に基づき、ウェブサイト許可地通信管理部門に法に基づき当該違法ウェブサイトの閉鎖を命じるよう要請しなければならない。

第三十六条 インターネット商品取引及び関連サービス違法行為は、違法行為が発生したウェブサイトの事業者住所地の県級以上の工商行政管理部門が管轄する。ウェブサイトの事業者住所地の県級以上の工商行政管理部門が異なる地域の違法行為者を管轄することが困難である場合、違法行為者の違法状況を違法行為者所在地の県級以上の工商行政管理部門に移管し処理することができる。

第三十七条 県級以上の工商行政管理部門はインターネット商品取引及び関連サービス行為の監督管理責任制度及び責任追及制度を構築し、法に基づき職責を履行しなければならない。

第五章 法律責任

第三十八条 本弁法の規定に違反し、法律、法規に処罰規定がある場合、法律、法規の規定に基づき、処罰する。

第三十九条 本弁法の第十条第一項、第二十八条、第二十九条、第三十条の規定に違反している場合、警告を行い、期限を定めて是正するよう命じ、期限を過ぎても是正しない場合、一万元以下の罰金に処する。

第四十条 本弁法の第二十条の規定に違反している場合、期限を定めて是正するよう命じ、期限を過ぎても是正しない場合、一万元以上三万元以下の罰金に処する。

第四十一条 本弁法第十六条、第二十五条に違反しており、消費者の個人情報を侵害した場合、警告を与え、期限を定めて是正するよう命じ、期限を過ぎても是正しない場合、一万元以下の罰金に処する。

本弁法第二十五条に違反し、事業者の商業秘密を侵害した場合、「不正競争防止法」及び「商業秘密侵害行為を禁止するにあたっての若干の規定」に基づき、処理する。

第六章 附 則

第四十二条 本弁法は、国家工商行政管理総局が解釈に責任を負う。

第四十三条 省級工商行政管理部門は本弁法の規定に基づき、インターネット商品取引及び関連サービス行為実施指導意見を制定することができる。

第四十四条 本弁法は 2010 年 7 月 1 日より施行する。